手続きの流れ

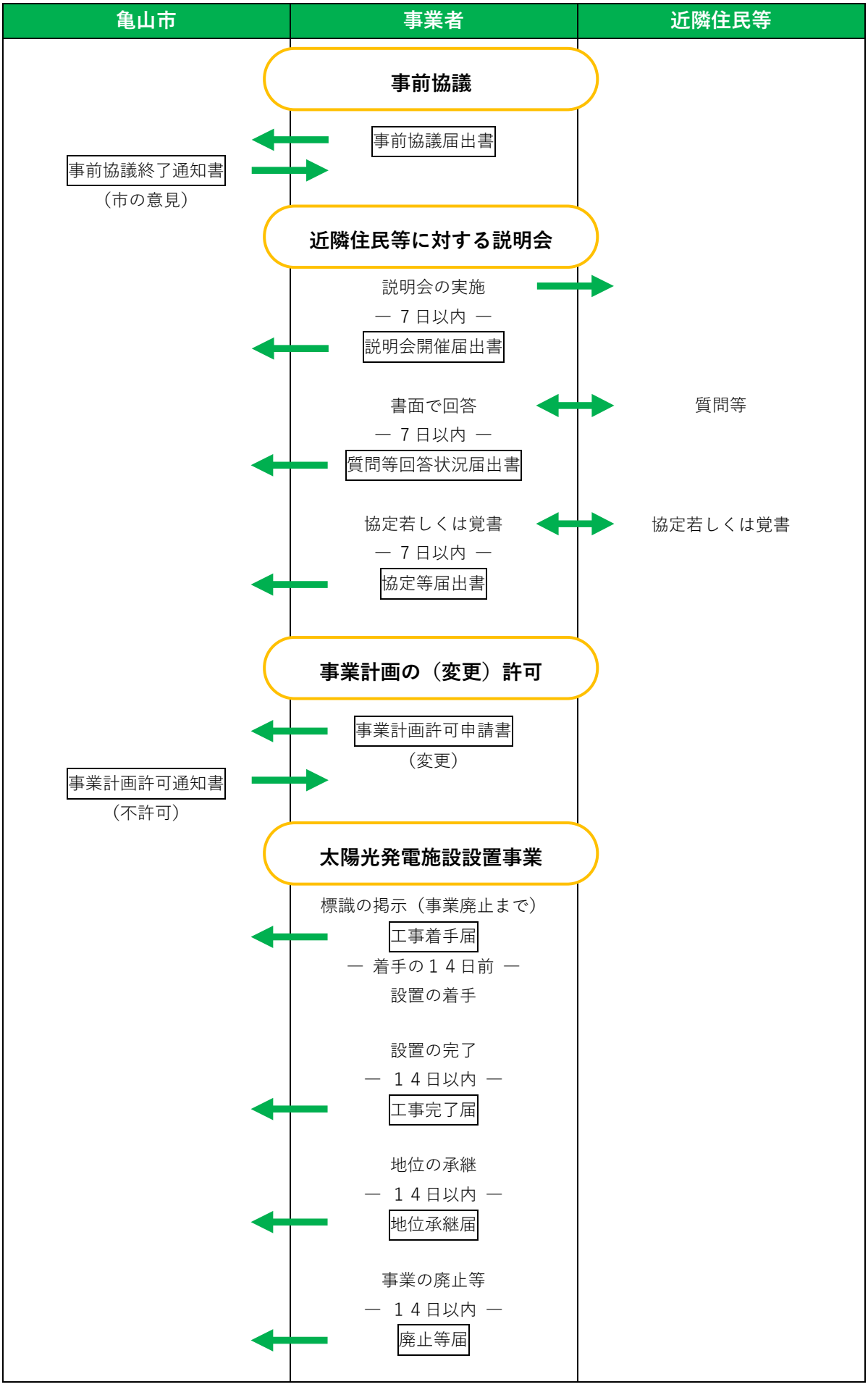
亀山市
事業者
近隣住民等
事前協議
事前協議届出書
事前協議終了通知書
（市の意見）
近隣住民等に対する説明会
説明会の実施
― 7日以内 ―
説明会開催届出書
書面で回答
― 7日以内 ―
質問等回答状況届出書
質問等
協定若しくは覚書
― 7日以内 ―
協定等届出書
協定若しくは覚書
事業計画の（変更）許可
事業計画許可申請書
（変更）
事業計画許可通知書
（不許可）
太陽光発電施設設置事業
標識の掲示（事業廃止まで）
工事着手届
― 着手の14日前 ―
設置の着手
設置の完了
― 14日以内 ―
工事完了届
地位の承継
― 14日以内 ―
地位承継届
事業の廃止等
― 14日以内 ―
廃止等届